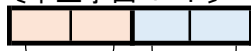


【主要申立事由コード一覧】

〔申立事由コード〕



様式番号

申立理由番号

様式番号		様式名称
1	0	様式第二 居宅サービス(訪問通所区分・居宅療養管理・福祉用具・小規模多機能型) 介護予防・日常生活支援総合事業(訪問型サービス・通所型サービス)
		様式第二の三
1	1	様式第二の二 介護予防サービス(訪問通所区分・居宅療養管理・福祉用具・小規模多機能型)
2	0	様式第七の三 介護予防・日常生活支援総合事業(介護予防ケアマネジメント)
2	1	様式第三 居宅サービス(短期入所生活介護)
2	4	様式第三の二 介護予防サービス(介護予防短期入所生活介護)
2	2	様式第四 居宅サービス(介護老人保健施設における短期入所療養介護)
2	5	様式第四の二 介護予防サービス(介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護)
2	A	様式第四の三 居宅サービス(介護医療院における短期入所療養介護)
2	B	様式第四の四 居宅サービス(介護医療院における介護予防短期入所療養介護)
2	3	様式第五 居宅サービス(病院又は診療所における短期入所療養介護)
2	6	様式第五の二 介護予防サービス(病院又は診療所における介護予防短期入所療養介護)
3	0	様式第六 居宅サービス(認知症対応型共同生活介護(短期利用以外))
3	1	様式第六の二 介護予防サービス(介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用以外))
3	2	様式第六の三 居宅・地域密着型サービス(特定施設入所者生活介護(短期利用以外))
3	3	様式第六の四 介護予防サービス(介護予防特定施設入所者生活介護)
3	4	様式第六の五 居宅サービス(認知症対応型共同生活介護(短期利用))
3	5	様式第六の六 介護予防サービス(介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用))
3	6	様式第六の七 居宅・地域密着型サービス(特定施設入所者生活介護(短期利用))
4	0	様式第七 居宅介護支援(サービス計画費)
4	1	様式第七の二 介護予防支援(サービス計画費)
5	0	様式第八 施設サービス(介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設)
6	0	様式第九 施設サービス(介護老人保健施設)
6	1	様式第九の二 施設サービス(介護医療院)
7	0	様式第十 施設サービス(介護療養型医療施設)

申立事由番号	申立内容
0	2 請求誤りによる実績取り下げ
3	2 給付管理票取消による実績取り下げ
4	2 適正化(その他)による保険者申立の過誤取り下げ
4	3 適正化(ケアプラン点検)による保険者申立の過誤取り下げ
4	4 適正化(介護給付費通知)による保険者申立の過誤取り下げ
4	5 適正化(医療突合)による保険者申立の過誤取り下げ
4	6 適正化(縦覧点検)による保険者申立の過誤取り下げ
4	7 適正化(給付実績を活用した情報提供)による保険者申立の過誤取り
1	2 請求誤りによる実績取り下げ(同月)
4	9 適正化(その他)による保険者申立の過誤取り下げ(同月)
4	A 適正化(ケアプラン点検)による保険者申立の過誤取り下げ(同月)
4	B 適正化(介護給付費通知)による保険者申立の過誤取り下げ(同月)
4	C 適正化(医療突合)による保険者申立の過誤取り下げ(同月)
4	D 適正化(縦覧点検)による保険者申立の過誤取り下げ(同月)
4	E 適正化(給付実績を活用した情報提供)による保険者申立の過誤取り下げ(同月)

※基本の申立事由番号は、「02」(通常過誤)もしくは「12」(同月過誤)となります。

(例) 医療突合で過誤が判明した場合

→「45」(通常過誤)

「4C」(同月過誤)

※「申立事由番号」について、実地指導等を受けて過誤を行う場合、通常過誤であれば「42」、同月過誤であれば「49」で記載をしてください。